


# 木造住宅を 除却される方は 事前に申請すると

上限 **52万円** もらえます



目的	木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。
対象住宅	<p>昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の<b>一戸建ての住宅、長屋、共同住宅</b> 又は <b>併用住宅</b>（住宅部分が全体の2分の1以上のものに限る。）</p> <p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① <b>容易な耐震診断調査票</b> で <b>倒壊の危険性がある</b> と判断された住宅</p> <p>② 西尾市が実施する <b>無料の耐震診断*</b> の判定値が <b>1.0</b> 未満の住宅</p> <p>※ 令和6年度から、住宅除却を目的とした無料耐震診断は、受け付けていません。</p>
対象工事	<p>対象住宅を <b>除却*</b> する工事（車庫や倉庫など、居住しない建物は対象外です。）</p> <p>※ 原則、住宅1棟全てを除却する必要がありますが、母屋と横屋が渡り廊下でつながっている場合等、構造的に別棟の場合は残せます。詳しくは建築課にご相談ください。</p> <p>注）1つの敷地で受けられる耐震改修費補助は、1回限りです。 住宅除却の補助額が52万円未満の場合に、後日、残額の補助を受けることはできません。 道路沿いの危険なブロック塀の撤去補助は、一緒に受けることができます。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: red;">注意!</p> <p>交付<b>決定前</b>に<b>工事着手</b>してはいけません <b>書面</b>での<b>契約</b>が必要です</p> </div> </div>
補助の額	<p>除却工事費の <b>13%</b> の額で、上限 <b>52万円*</b>（千円未満切捨て）</p> <p>※ 補助額が52万円になるのは、除却工事費が400万円以上の工事です。 敷地内の複数棟の対象住宅をまとめて除却する場合は、除却工事費を合算して算出できます。</p>

# 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

西尾市用

調査日時	令和 年 月 日 時	住宅の現地調査を行った方の氏名と調査日時を記入してください。
調査者氏名		
<b>I) 建築物の概要</b>		
1 建築物の所有者		
2 建築物所在地	西尾市	
3 階数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て	該当する項目にチェックしてください。
4 面積	平方メートル	固定資産税課税明細書で確認してください。
<b>II) 前提条件の確認</b> 全て該当する必要があります。		
1 構造・用途	<input type="checkbox"/> 木造（在来軸組構法及び伝統構法）の住宅であること 居住部分が確認できる <b>写真を添付</b> してください。	
2 建築年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した（固定資産税課税明細書で確認）	
<b>III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目</b>		
1つでも該当した場合は、 <b>倒壊の危険性がある</b> ため、住宅除却 <b>補助の対象</b> です。状況が確認できる <b>写真を添付</b> してください。		
建物全体	<input type="checkbox"/> 全体又は一部に崩壊がある	
	<input type="checkbox"/> 全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	<input type="checkbox"/> 地盤沈下が生じている	
	<input type="checkbox"/> <b>基礎</b> がコンクリート以外（ <b>玉石、石積み、ブロック等</b> ）である	
	<input type="checkbox"/> <b>基礎</b> がコンクリートであり、 <b>ひび割れや欠損</b> が見られる	
老朽・腐朽	<input type="checkbox"/> 柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	<input type="checkbox"/> 柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽がみられる	
	<input type="checkbox"/> 柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損がみられる	
<b>IV) 壁の割合</b>		
一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が 0.8 未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できます。建物の図面を用意して、市役所建築課にご相談ください。		

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市都市整備部建築課 西尾市寄住町下田 22（西尾市役所 2 階）

建築課記入欄	倒壊の危険性	確認年月日	担当者
※記入しないでください	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	令和 年 月 日	